

### 20歳になったら国民年金

20歳以上60歳未満の方は公的年金制度への加入が義務付けられており、20歳になった方には誕生日からおおむね2週間以内に、日本年金機構から国民年金の加入をお知らせする書類が郵送されます(厚生年金・共済年金加入者を除く)。同封されている「基礎年金番号通知書」は、大切に保管してください。また、経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な方には「免除・納付猶予申請」、学生であることを理由に保険料を納めることが困難な方には「学生納付特例申請」の制度があります。

※詳しくは市ホームページでご確認ください。

☎市民課☎29-9190、武蔵野年金事務所☎56-1411

### 特定健診・後期高齢者健診はお済みですか

令和5年度の受診期限は2月29日(木)です。「受診票が届いていない」「受診票をなくした」などの場合は、お問い合わせください。

☎5年4月1日から継続して三鷹市国民健康保険に加入し、3月31日までに40～75歳になる方、後期高齢者医療制度加入者 ☎健康推進課☎24-8571



### お子さんが誕生したら児童手当・マル乳の申請を

#### ◆児童手当

保護者の所得に応じて、1人につき月額15,000円、または5,000円を支給します(所得制限あり)。なお、3歳以上は手当額が変わります。

※公務員の方は勤務先で申請してください。

※所得の高い方の保護者の所得が所得上限限度額以上の場合、手当が支給されません。

#### ◆マル乳(乳幼児医療費助成制度)

就学前のお子さんの医療費(保険診療分)の自己負担額を全額助成します。

☎いずれも出生日の翌日から15日以内に申請書(子育て支援課(市役所4階43番窓口)、市政窓口で配布)を同課、市政窓口へ

※郵送またはぴったりサービスでも申請できます。

※詳しくは市ホームページまたは「みたかきっずナビ」ホームページ(右記QRコード)でご確認ください。

☎同課☎29-9675

### 令和6年度小学校入学予定の外国籍児童の就学のご案内

☎平成29年4月2日～30年4月1日生まれの日本国籍を持っていない市内在住のお子さんで、6年4月1日から市立小学校への入学を希望する方

☎お子さんの在留カードやパスポートなど、氏名・生年月日・性別・住所が確認できるものを学務課(教育センター1階)へ

☎同課☎29-9814

### 一日プレイパーク

受付場所を変更しています。

☎1月21日(日)午前10時～午後2時(雨天中止)

☎所丸池公園(みはらしやま付近)

☎申当日会場へ

※詳しくは、みたかプレイパーク運営委員会Facebookをご覧ください。

☎同課☎29-9789

### 市立小・中学校書き初め作品展

☎市立小・中学校教育研究会、市教育委員会

☎1月23日(火)～2月2日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く。2日は4時まで)

☎所市役所1階市民ホール

☎申期間中会場へ

☎同指導課☎29-9817

### 星と森と絵本の家の催し

#### ◆星のおはなし

☎1月27日(土)午後2時から

#### ◆おやじの絵本よみかき

☎1月28日(日)午前10時30分から

#### ◆ICU留学生のおはなし会

☎2月3日(土)午前11時から

#### ◆むかしあそびの日「紙人形あそび」

☎2月3日(土)午後2時から

☎申いずれも当日会場へ

☎同施設☎39-3401

### ベビーヨガ

☎1月30日(火)午前10時30分～11時30分

☎人7～12カ月のお子さんと母親15組

☎所井の頭コミュニティセンター

☎講ヨガイストラクターのHirokoさん

☎申☎1月24日(木)までに直接または電話、申し込みフォーム(右記QRコード)で東多世代交流センター☎46-0408へ(申込多数の場合は抽選。結果は1月25日(木)に通知)

☎同施設☎39-3401

### 第12回「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

市内の小中学生から523作品の応募があり、3人が最優秀賞を受賞しました。最優秀賞と優秀賞の作品は、市ホーム

ページに掲載しています。

#### ◆最優秀賞(敬称略)

・三鷹市長賞 長瀬健児(三小)  
・三鷹市教育長賞 野口珠加(六小)  
・女性部会長賞 砂岡奈月(高山小)

#### ◆作品展示(最優秀賞・優秀賞のみ)

☎2月5日(月)午後1時～9日(金)午後4時

☎所市役所1階市民ホール

☎申期間中会場へ

※詳しくは(公社)武蔵野法人会ホームページHP <https://www.musashino-hojinkai.or.jp/> をご覧ください。

☎同会☎51-1441、市民税課☎29-9193

### ちいさなお話会

☎2月7日(水)・17日(土)午前10時30分～11時30分

☎人就学前のお子さんと保護者各日10組

☎所連雀コミュニティセンター

☎申当日会場へ(先着制)

☎同センター☎45-5100

### すくすくひろばの催し(2月)

#### ◆井の頭コミセンDEすくすくひろば

☎8日(木)午前10時30分～正午

☎人年少までのお子さんと保護者

☎所井の頭コミュニティセンター

#### ◆年齢別あそびまじよ

☎①うさぎぐみ=9日(金)、②ひよこぐみ=13・27日の火曜日、③ぞうぐみ=16日(金)、④いちごぐみ=22日(土)、⑤バナナぐみ=26日(月)、いずれも午前10時15分～11時15分

☎人市内在住の①令和3年4月2日～4年4月1日生まれのお子さんと保護者8組、②13日は4年4月2日～11月生まれのお子さんと保護者、27日は4年12月～5年4月1日生まれのお子さんと保護者各8組、③2年4月2日～3年4月1日生まれのお子さんと保護者8組、④5年9～10月生まれのお子さんと母親4組、⑤5年4～5月生まれのお子さんと保護者6組

※②⑤は初めて受講する方、④は初めて同ひろばを利用する方に限ります。

#### ◆ママ・パパのための育休復帰前プログラム(保育)

☎17日(土)午前10時15分～11時45分

☎人市内在住の年少までのお子さんの保護者で、育休中の父親または母親(両親での参加も可)20人、保育(首据わりしている3カ月～年少児)20人

☎所連雀コミュニティセンター(保育は同ひろば)

☎講NPO法人ファザーリングジャパン多摩支部代表の野崎駿司さん

※申込方法など、詳しくは市ホームページでご確認ください。

☎同ひろば☎45-7710

### あそびとおしゃべりの会(2月)

☎所①牟礼西地区公会堂=14・21日、②井の頭コミュニティセンター・井の頭コミュニティセンター=14・28日、③新川中原コミュニティセンター・大沢コミュニティセンター=21・28日、いずれも水曜日午前10時30分～正午

☎人市内在住の年少までのお子さんと保護者

☎申当日会場へ

☎同すくすくひろば☎45-7710

### 口の仕組みを知って

#### 目指せ! 食べるの大好きっ子

離乳食や口腔機能について学びます。会場参加には食体験もあります。

☎2月15日(水)午前10時30分～正午

☎人2歳未満のお子さんの保護者、妊婦など、三鷹ネットワーク大学=30人、オンライン=300人、オンデマンド(録画)配信=300人

☎講昭和大歯学部口腔衛生学講座の高橋摩理さん

☎申1月22日(月)午前9時～2月9日(金)に申し込みフォーム(右記QRコード)へ(先着制)

※オンデマンド配信期間は2月26日(月)～3月26日(火)。

☎同健康推進課☎24-8266

### 丸池の里で親子収穫体験

非結球芽キャベツを収穫します。

☎2月23日(金・祝)午前10時30分～正午(雨天時は翌日に順延)

☎人市内在住の小学生以下のお子さんと保護者20組

☎所新川丸池公園内の農園(新川3-17)

☎¥1組200円

☎物作業用手袋、長靴、タオル、汚れてもよい服装(長袖、長ズボン)

☎申2月5日(月)(必着)までに往復はがきで必要事項(15面参照)・参加人数・全員の年齢を「〒181-0012上連雀8-3-10NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会」へ(申込多数の場合は初参加者を優先して抽選)

☎同協会☎46-2081

※自家用車でのご来場はご遠慮ください。

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

☎同協会☎46-2081

## 高額療養費の支給(後期高齢者医療)

☎保険課☎0422-29-9219

1カ月の医療費の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合は、超過額を申請により支給します。支給される場合は、診療月から最短で4カ月後に広域連合から申請書を送付します。お手元に届きましたら、同封の封筒で市役所へご提出ください。

なお2割負担の方は、令和7年9月末まで、1カ月の自己負担増加額の上限を最大3,000円までとし、上限額を超えて支払った額を高額療養費として支給します。

※保険診療外の費用(入院時の差額ベッド代、食事代、おむつ代など)は高額療養費の対象外。

※一度申請した方は、2回目以降の申請は不要となり、前回と同じ口座に振り込みます。

#### ◆1カ月の自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来	外来+入院
3割	課税所得690万円以上	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1%	
	課税所得380万円以上	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1%	
	課税所得145万円以上	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1%	
2割	一般Ⅱ	6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10% または18,000円の低い方	57,600円
	一般Ⅰ	18,000円	
1割	非課税・区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	非課税・区分Ⅰ		15,000円

※非課税・区分Ⅰは住民税非課税世帯で世帯全員の所得が0円の方。

※非課税・区分Ⅱは住民税非課税世帯で区分Ⅰに該当しない方。

※高額療養費が多数回該当した場合は限度額が変わることがあります。